

前納報奨金制度改正のお知らせ

前納報奨金は、「個人住民税（普通徴収分）」「固定資産税」の第1期納期限内に各税目にかかる当該年度の税額を一括納付した場合に交付されるものです。

この制度は、戦後の混乱期に地方自治の確立のための必要な財源確保と納税者の納税意識の高揚を目的に創設されたものです。しかし、その頃と比べると社会情勢は大きく変化し、金融機関等での窓口や口座振替による納税が普及し、自主納税の意識が高まってきました。さらに、この制度の適用を受けるのが個人住民税（普通徴収分のみ）と固定資産税に限定されること、給与所得者の給与から天引きされる個人住民税（特別徴収分）が交付対象でないこと等、税負担の公平性確保という観点から矛盾が生じてきています。

このような状況から、全国的にも前納報奨金制度について、廃止もしくは縮小されているのが現状です。当町でも、税条例が改正され、平成18年度から前納報奨金について、「個人住民税（普通徴収分）」は廃止、「固定資産税」は、交付率を引き下げ、交付限度額を設けることとなりましたので、ご理解の上、今後とも納税に対しまして、なお一層のご協力をお願いいたします。

☆個人住民税に対する前納報奨金

廃止されます。なお、前納報奨金はなくなりますが、これまでと同様に全額を第1期納期限内に一括して納税できます。

☆固定資産税に対する前納報奨金

前納報奨金交付率の変更 1 / 100から0.5 / 100

交付限度額 100,000円（超える場合は100,000円を交付）

（前納報奨金の計算方法）

（例）年税額161,000円の場合、第1期41,000円、第2～4期40,000円

40,000円（第2期税額）×0.5/100（前納報奨金交付率）×21月（納期前月数）＝

4,200円（前納報奨金交付額）

上記に関するお問合せは、鬼北町税務課（☎0895-45-1111、内線220～225）までお願いします。

春の全国交通安全運動

平成18年4月6日（木）～4月15日（土）

無事帰る笑顔に安心春の道

交通安全はみんなの願いです。特に春は小学校や保育園・幼稚園などへの新入学（園）児が通学通園を始めます。車の運転や自転車の運転などに際しては、私たち一人ひとりが交通ルールを遵守し、子どもたちや高齢者を交通事故から守りましょう。

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

☆自転車の安全利用の推進

☆シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

☆通勤・通学時の交通事故防止

